品川区告示第５０４号

下記の者に対して、地方税法第３３１条および国税徴収法第５４条の規定に基づく通知を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、当該書類は企画経営部税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

記

氏　名	齋藤　諒

令和８年１１月９日

品川区長　森澤　恭子

9a2f03e0-1f34-441d-b6cc-0395552030eb